

## 東京都市計画道路幹線街路環状第6号線全線の車線数の決定について(都決定)

東京都は、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」に基づき、品川区大崎一丁目から大崎三丁目の約190メートルの区間（大崎陸橋区間）を現道合わせとして都市計画変更するとともに全線において、新たに車線数を定める都市計画変更の手続きを進めている。

今般、東京都からこれら都市計画の変更について意見照会があり、回答にあたり付議する。

### 1 都市計画の変更概要

- (1) 対象 路線名 東京都市計画道路幹線街路環状第6号線（以下「環状6号線」という。）  
区間 (起点) 品川区東品川二丁目～(終点) 板橋区氷川町付近  
(経由区) 7区(板橋区、豊島区、新宿区、中野区、渋谷区、目黒区、品川区)

#### (2) 変更事項

##### ア大崎陸橋付近（品川区大崎一丁目～品川区大崎五丁目間）について（別紙1 参照）

- 令和元年策定の「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」にて安全かつ円滑な交通が確保されていると評価されたため、約190mの区間の線形変更（現道合わせ）を行う。

##### イ全線について（別紙2 参照）

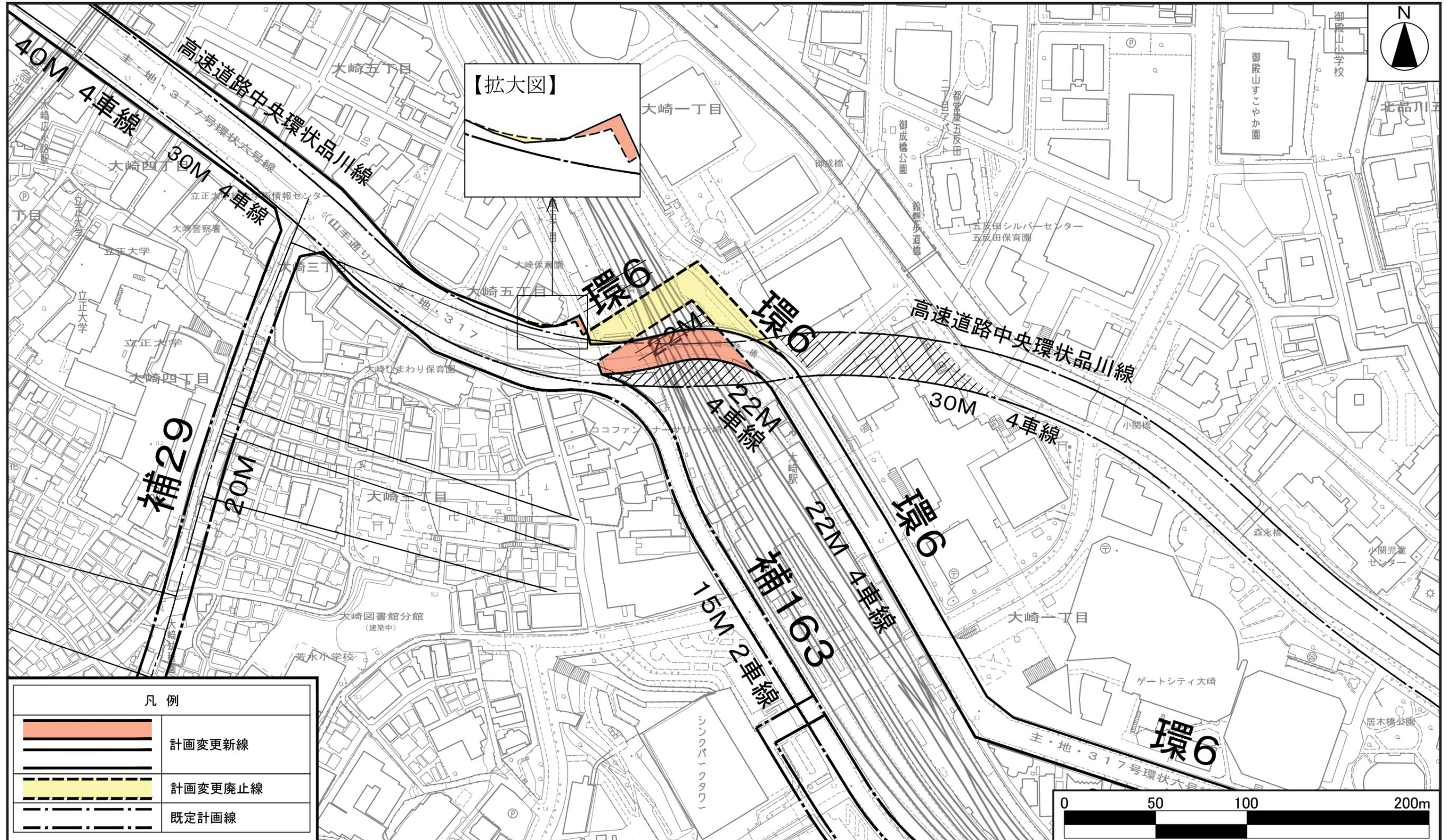
- 都では車線数が未決定の路線の都市計画変更がある場合には車線数を定める方針であり、この度、環状6号線全線について現行の車線数をあらためて都市計画として定める。  
○車線数 4～6車線（新宿区内区間は4車線として定める）

→新宿区内区間に該当する都市計画変更は、イのみである。

（現在供用中の車線数のおりであるため道路改築など、道路構造の変更はない。）

### 2 今後の予定

令和6年1月	都へ回答（令和5年11月2日付意見照会について）
2月 6日	都 東京都都市計画審議会へ付議
3月中	都 都市計画決定



この地図は、国土院院長の承認(平29国関公第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(5都市基交第330号)して作成したものです。無断複製を禁じます。  
 (承認番号) 5都市基街都第27号、令和5年4月25日  
 この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合があります。

